地方創生担当大臣 石 破 茂 様

国の施策等に関する 提案・要望書

(平成27年7月)

鳥取県自治体代表者会議 鳥取県地方分権推進連盟

地方創生対策の推進について

《提案・要望の内容》

- 地方創生の取組を深化させ、地方の創意工夫等により力強い潮流をつくるため、地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続し、十分な一般財源総額を確保するとともに、新型交付金を確実に創設すること。
 - ・新たな交付金の制度設計にあたっては、地方の創意工夫が発揮できるよう使い勝手の良い柔軟な制度設計とすること。

ソフト事業と一体となって効果を発現するハード事業への充当や、研究開発・人材育成等 に必要な機器整備等の初期投資への活用への拡充

- ・ 少なくとも当面の 5 年間を見据えて施策展開を図れるよう、継続的な交付金とするとともに、その見通しを示すこと。
- ○地方から東京圏等への人口流出に歯止めをかけ、地方への新たな人の流れをつくる ため、企業・大学・政府機関等の地方分散対策について、国策として強力に推進す ること。

企業の地方移転

本社機能等の移転に伴うオフィス減税の特例措置を東京23区に限定することなく、三大都市 圏からの移転へも適用すること。

大学の地方移転

大都市に集中している大学の定員抑制を行うとともに、地方大学の魅力向上に向けた取り組みへの支援を充実すること。

政府関係機関の地方移転

地方から提案を積極的に採択し、地方移転や地方拠点の創設を積極的に進めること。 [本県提案機関]

- ・職業能力開発総合大学校における高度職業訓練の「修士課程」に係る地方拠点の創設
- ・国立研究開発法人 水産総合研究センター 水産工学研究所の一部機能移転
- ・国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 果樹研究所の一部機能移転
- 〇安心して結婚し、子どもを産み・育てることができる生活基盤を後押しするため、 保育料・教育費など子育て負担の軽減、経済的支援の創設や税・社会保険の見直し など、大胆かつ抜本的な少子化対策を国としても強力に推進すること。

また、地方単独事業による小児医療費助成に対する国民健康保険の国庫負担金の減額措置について、国民保険制度の改革に併せて一刻も早く廃止すること。

○国家戦略特区・地方創生特区について、地方の創意工夫による大胆な取り組みを実現することができるよう、地方提案の積極的な採択を行うこと。

政府関係機関の地方移転について

《提案・要望の内容》

- 〇 地方創生の実現のためには、地方の強みや特色を活かした産業振興や人材の 育成が必要であることから、本県が提案する以下の政府関係機関の創設や一部 機能について地方移転を進めること。
 - 1 職業能力開発総合大学校の高度職業訓練の「修士課程」に係る地方拠点の 創設
 - 2 国立研究開発法人水産総合研究センター水産工学研究所の一部機能移転
 - 3 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構果樹研究所の一部機能 の移転

<本県提案機関の地方移転効果>

- 1 職業能力開発総合大学校が行う高度職業訓練「修士課程」に係る地方拠点の創設
 - ・製造業の競争力強化のため、医療機器、自動車、航空機など成長分野に取組む民間企業は、より高度な職業訓練を受けた人材を求めていることを踏まえ学生及び社会人を対象とした 高度職業訓練の「修士課程」を創設する。
 - ・鳥取県では従来の公的職業訓練では対応できない新たな人材育成プログラムの開発に取組む こととしており、職業大の教育プログラムと連動させることで、高度職業訓練された人材が 鳥取県に定着する。
- 2 水産工学研究所の一部機能(水産工学研究所 漁業生産工学部)の移転
 - ・現在、国の研究拠点が無い日本海側に研究所が移転することで、本県漁業の課題であるアジ、サバ等浮魚資源推計の機器開発、厳しい波浪環境下での藻場造成、養殖施設開発、赤潮防除のための対馬暖流の解析等の水産工学系な研究が進む。
- 3 農業・食品産業技術総合研究機構の一部(果樹研究所)の移転
 - ・現在、国の研究拠点が無い西日本での梨栽培、育種技術開発の拠点整備による栽培、育種研究機能が向上することにより、西日本の産地の気象条件に合致した新品種開発が進む。
 - ・鳥取大学が保有するアジア梨遺伝資源銀行の豊富な育種素材の利用可能であるとともに栽培、育種技術を有する県園芸試験場との連携や近隣の果樹生産地と直結した現場実証試験が容易となり、消費者ニーズへの合致や輸出適性の高い新品種開発が進み産地の振興が図られる。

CCRCの推進について

《提案・要望の内容》

- 国策としてCCRCを推進する観点から、日本版CCRC構想の実現に向け た制度設計に当たり、新たに以下のような支援策を充実させること
 - (1) 事業主体への支援 初期投資の抑制、事業用地の取得、物件の確保を円滑に進めるための財政 支援、規制緩和を進めること
 - (2) 市町村のバックアップ 移住前自治体が介護費用を負担する住所地特例制度の適用対象を拡大すること
 - ・元気なうちに地方へ移住し、一定期間後に介護サービスを受ける必要が生じた場合 の住所地特例制度の適用
 - ・在宅介護における住所地特例制度の適用
 - (3) 移住者に対するインセンティブ 所得税の買換え特例制度の拡充など、税制上の優遇措置や支援施策を講じること

<参考>本県の医療・介護サービス体制について

東京圏高齢化危機回避戦略(6月4日、日本創成会議 首都圏問題分科会)によれば、本県の鳥取市と米子市が医療介護体制が整っている全国41の二次医療圏域として評価を受けたところ。

鳥取県におけるCCRCのイメージ(例)



ジオパーク活動の取組への支援について

《提案・要望の内容》

- 〇ジオパーク加盟地域では、ジオパークを地方創生の起爆剤として、学術研究者 と連携し、観光や教育活用等の取組を進めており、こうした地域の取組を積極 的に支援するための予算措置の充実を図ること。
 - ・本県でも、山陰海岸ジオパーク推進協議会に職員を派遣したり、運営費を拠出しているほか、山陰海岸学習館の整備や外国人対応職員の配置、ガイド育成、教育プログ、ラムの作成など、独自の取組を行っているところ。
- 〇ユネスコの正式プログラム化について、今年秋に予定されるユネスコ総会で決 定されるよう全面的な支援を行うこと。
 - ・今年4月に行われたユネスコ執行委員会で、ジオパークのユネスコ正式プログラム 化が、ユネスコ総会の議題とされることが決定されたところ。
 - ・ユネスコ総会の議題となることで、ジオパークの正式プログラム化はほぼ間違いないと思われるが、遺漏なく確実に採択されるよう計らうことが必要。
- 〇学校教育や社会教育でのジオパーク活用を進めるとともに、各地のジオパークと連携してジオパーク自体の普及啓発と国内加盟地域の国内外へのPRを行うこと。
 - ・国内外において、ジオパークの知名度はまだまだ低く、国レベルでのPRや、学校教育 、でのジオパークの活用(教科書への掲載等)などが重要。
- 〇山陰海岸ジオパークの魅力をさらに発信するための鳥取砂丘博物展示施設(ビジターセンター)東館及び西館の両整備等について、重点的な予算の確保など 積極的に取組むこと。
 - ・平成27年度の環境省直轄事業として、基本設計を策定予定。予定どおり平成30年度 にオープンするよう進めていただきたい。

《山陰海岸ジオパーク》

- ■テーマ:日本海形成に伴う多様な地形・地質・風土と人々の暮らし
- ・H22 (2010) 10月 世界ジオパークネットワークに加盟
- ・H26 (2014) 9月 世界ジオパークネットワークに加盟再認定

San' in Kaigan Geopark Area
山陰海岸ジオバークエリア

Water





(浦富海岸)

《主な取組》

〇保護保全活動

他のジオパークに先駆け、山陰海岸ジオパーク保護保全管理計画を策定し、ジオサイト(見どころ)の点検調査などを実施。

〇調査研究活動

研究者や学生などの学術研究や調査を支援。

〇ガイドの育成

ジオガイドの資質向上と連携を図るため、研修会や交流会を開催。

〇ジオツーリズムの推進

ロングトレイルのコース整備・運用、モニタツアーの実施、旅行会社へのツアー造成支援などの推進。

〇普及啓発·情報発信

エリア内でのウオーキング大会・スタンプラリー・写真コンクール、首都圏・京阪神でのPR キャンペーン、媒体を使った全国PRなど。

○国際会議の開催

平成27年9月に「第4回アジア太平洋ジオパークネットワーク山陰海岸シンポジウム」を開催予定。